

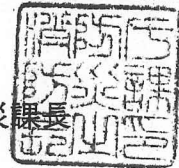
府政防第535号
消防災第181号
平成24年5月8日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）



総務省消防庁国民保護・防災部防災課長



防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項に基づき、中央防災会議が作成する防災基本計画において、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。」と示されているところです。

貴職におかれては、これらを踏まえ、防災対策の見直し等に当たって、災害対策基本法第15条第5項第1号、同項第5号及び同項第7号を活用する等により男女共同参画の推進を図られるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。